

政策目標 5-2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

(平成27年11月一部改正)

1. 政策目標の内容

自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場であること、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、成長戦略の重要な柱の一つとして掲げられた「経済連携の推進」は、その後の改訂においても、引き続き主要な施策として取り組むこととされており、特にTPP（環太平洋パートナーシップ）（用語集参照）については第189回国会総理大臣施政方針演説（平成27年2月12日）においても取り上げられていること、さらに、税関分野における貿易円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなることから、上記の内容を政策目標として設定しています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。

また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から、WCO（世界税関機構）、JICA（国際協力機構）及びMDBs（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各国の貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追求していきます。

さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化等を図ることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における手続等の国際的調和の推進に積極的に取り組みます。

2. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

○ 政5-2-1 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

① WTOにおける取組

平成13年に開始されたWTOドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成27年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回国際機関会議においては、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む機関宣言が採択されました。また、情報技術協定（用語集参照）の品目拡大交渉が妥結するなど一定の成果がありました。

ドーハ・ラウンド交渉の一分野である貿易円滑化については、平成26年11月のWTO一般理事会において「貿易円滑化協定に関する改正議定書」が採択され、今後、3分の2以上の加盟国が受諾した時点で本協定は発効することになりました。各WTO加盟国がこの協定を実施することにより、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。

日本は平成27年6月に国会承認を得て同協定を受諾しました。また、協定の早期発効に向け、財務省は、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの取組を行いました。

② 経済連携の推進に係る取組

経済連携の推進については、「「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月閣議決定）において、TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（用語集参照）、日中韓FTA、日EU・EPA等に同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進することとされました。

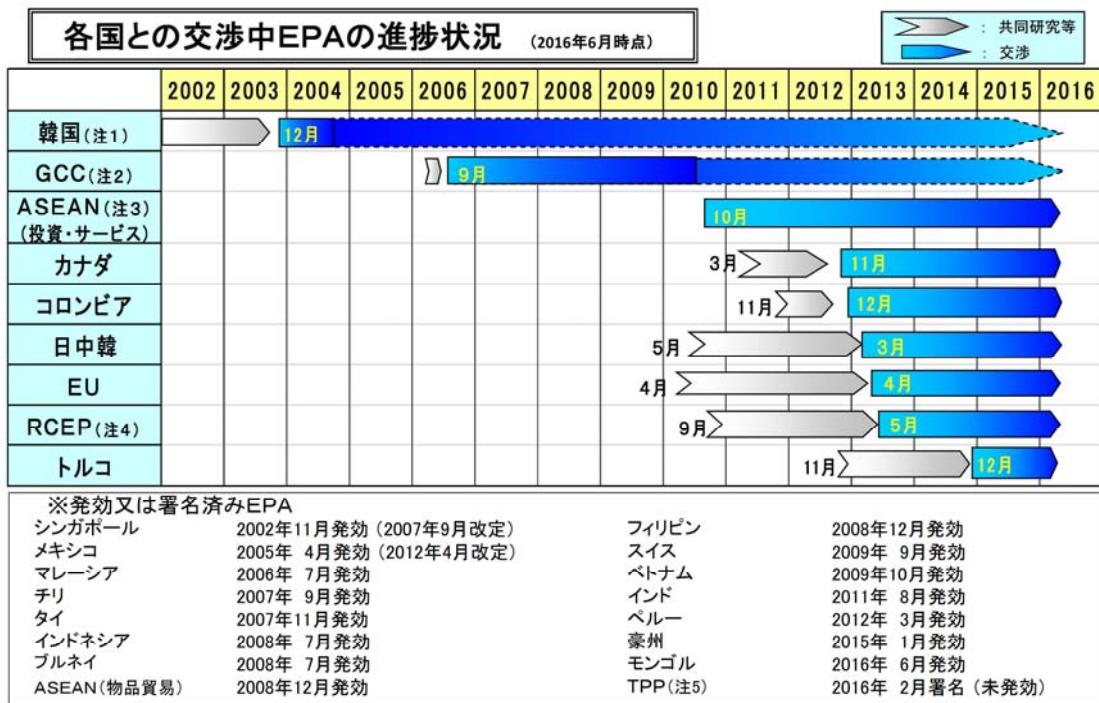
こうした政府全体としての方針を踏まえ、平成27年度においては、平成27年度以前に交渉開始していたEPAのうち、TPP協定は平成27年10月に交渉が大筋合意に至り、平成28年2月に署名し、RCEP、日中韓FTA及びコロンビア、EU、トルコ等とのEPAについては、交渉会合等を開催しました。

財務省としては、一連の交渉において我が国としての国益を実現するため、当省所管物品等の関税交渉、及び、関税制度等の当省が所管する制度等の議論を通じて交渉に貢献しました。

平成27年度における各EPAの主な交渉実績は以下のとおりです。

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定
平成27年10月に大筋合意、平成28年2月に署名。
- 日コロンビアEPA
計3回の交渉会合（第11回～第13回）を開催。
- 日中韓FTA
計3回の交渉会合（第7回～第9回）を開催。
- 日EU・EPA
計6回の交渉会合（第10回～第15回）を開催。
- RCEP
閣僚会合及び計4回の交渉会合（第8回～第11回）を開催。
- 日トルコEPA
計3回の交渉会合（第2回～第4回）を開催。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成28年6月現在)



(注1)日韓EPA: 1998年からシンクタンクによる共同研究を経て、2004年11月以降、交渉中断。

(注2)GCC(湾岸協力理事会): アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)。2009年以降、交渉延期。

(注3)日・ASEAN包括的経済連携協定: 物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注4)RCEP(東アジア地域包括的経済連携): ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。

(注5)TPP(環太平洋パートナーシップ): シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

(出所) 関税局参事官室(国際交渉担当)・経済連携室調

○ 政5-2-2: 税関分野における貿易円滑化の推進

① アジアにおける税関行政の近代化の取組

途上国の税関行政の近代化を通じて国際貿易の円滑化を推進し、貿易ビジネス環境の改善を図るために、ASEAN諸国を中心に、関税分類、関税評価、原産地規則、事後調査、リスク管理、通関システム、AEO制度等の貿易円滑化に資する分野において、相手国税関の支援ニーズを的確に把握した上で、受入研修及び短期専門家派遣等により、きめ細かな技術協力を実施しました。その成果についても、定期的な検証を行い、技術協力の計画・内容に反映しました。

特に、日本の優れた通関システムであるNACCS(用語集参照)をベースとした通関システムの導入に向けた支援については、ベトナムにおいて、平成26年6月末に全国展開を完了し、更に有効活用するための支援を行っています。ミャンマーでは、平成27年10月までにシステム構築を完了し、平成28年中のシステム運用開始を目指し、ソフトウェアの試験や利用者マニュアルの整備などの作業が進められています。

② WCO等国際機関における取組

税関手続の国際的調和・簡素化を通じた貿易円滑化及び税関分野での国際貿易の安全確保を図るために、途上国の税関当局に対する技術協力を通して、「改正京都規約(税関手続

の簡易化及び調和に関する国際規約)」(平成18年2月発効) (用語集参照) の加入を促進するとともに、「基準の枠組み (国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み)」(平成17年6月採択) (用語集参照) の実施を支援しました。また、WCOにおける各種国際標準の策定・手続等の調和化に関する議論にも積極的に貢献しました。

さらに、WTO貿易円滑化協定の交渉妥結を受け、WCOにおいては、同協定の効果的な実施に向けた取組を推進しており、日本もこの取組を支援しました。平成27年10月及び平成28年2月に開催されたWCOのWTO貿易円滑化協定に関する作業部会においては、これまでの我が国の経験を各国と共有したほか、途上国向けの支援ツール作成等に関する議論にも積極的に貢献しました。さらに、WCOが行う同協定の実施を推進するための途上国支援活動に対して、人材面(専門家の派遣)や資金面(拠出金の活用)での支援を行いました。

また、知的財産侵害物品(用語集参照)や不正薬物等に関して、WCOが実施する取締協働オペレーションに参加するなど、知的財産侵害物品や社会悪物品の水際取締りの国際的な強化にも貢献しました。

③ 地域協力の枠組みにおける取組

APECにおいては、我が国が主導するシングルウインドウ(用語集参照)の構築を含めた共同行動計画の実施を中心に、税関手続の調和・簡素化を進めました。シングルウインドウについては、各メンバーの実施状況の調査を行い、その取り纏め結果を共有しました。これらの取組を通じてアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進に貢献しました。

ASEM(用語集参照)においては、我が国が担当する「AEO制度を主とするサプライチェーン・セキュリティー」を含む、平成25年10月の関税局長・長官会合で合意された2年間(2014-2015)の優先活動項目の実施に取り組みました。我が国は、「AEO制度を主とするサプライチェーン・セキュリティー」の作業計画の下、欧州委員会及びポーランドと協力して、評価・分析のために各国の現状調査を行い、その結果を平成27年10月の関税局長・長官会合で報告し、各メンバーに共有する等、アジア・欧州間の本分野における税関協力に貢献しました。

日中韓3か国税関間の協力枠組みにおいては、平成27年10月にソウルにて日中韓3か国関税局長・長官会議を約4年ぶりに開催し、貿易円滑化、密輸情報の交換、知的財産の保護等の分野において、一層の協力強化に向けた取組みを推進することに合意しました。

④ EPAにおける取組

交渉中のEPA(用語集参照)や平成28年2月に署名されたTPP協定において税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力を推進するための規定を盛り込むよう積極的に取り組みました。

⑤ 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換に積極的に取り組みました。ま

た、税関相互支援協定（用語集参照）及び税関当局間取決めの締結にも積極的に取り組みました。また、EPA交渉中の国について、双方のニーズ・権限等を踏まえ、税関の相互支援に係る規定をEPAに盛り込む取組も実施しました。

平成27年度においては、平成27年5月にスペインとの間で税関相互支援協定を締結しました。また、平成28年2月に署名されたTPP協定には、水際取締りのための情報交換を含む税関の相互支援に係る規定が盛り込まれています。

定量的な測定指標 政5-2-2-A-1 税関相互支援協定等の締結数 (単位:国・地域)

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度目標値
締結数	24	26	28	30	32

(出所) 関税局参事官室（国際交渉担当）調

(注1) 各年度末における累計。

(注2) 締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているEPAを計上。

(参考) 税関相互支援協定等の現状 (平成28年6月現在)

署名・発効済 (30か国・地域)	<p>○税関相互支援協定 (10か国・地域) 米国 (1997年6月)、韓国 (2004年12月)、中国 (2006年4月)、 E U (2008年2月)、ロシア (2009年5月)、 オランダ (2010年3月)、イタリア (2012年4月)、 南アフリカ (2012年7月)、ドイツ (2014年12月)、 スペイン (2015年5月)、ノルウェー (2016年6月署名)</p> <p>○経済連携協定関連 (注) (17か国) シンガポール (2002年11月)、マレーシア (2006年7月)、 タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年7月)、 ブルネイ (2008年7月)、フィリピン (2008年12月)、 スイス (2009年9月)、ベトナム (2009年10月)、 インド (2011年8月)、ペルー (2012年3月)、 オーストラリア (2015年1月)、モンゴル (2016年6月)、 T P P (※) (2016年2月署名) (※) T P P参加国: オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、 マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、 シンガポール、米国、ベトナム</p> <p>○税関当局間取決め (7か国・地域) オーストラリア (2003年6月)、 ニュージーランド (2004年4月 2014年6月改訂)、 カナダ (2005年6月)、香港 (2008年1月)、 マカオ (2008年9月)、フランス (2012年6月)、 英国 (2013年6月)</p>
---------------------	---

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

(注) E P Aの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。